

札幌市時計台広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、時計台が保有する財産、物品、印刷物等(以下「資産」という。)を民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 資産への広告の掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)は、時計台の新たな財源の確保を図り、市民サービスを向上するとともに、民間事業者等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての活用を検討する資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 印刷物
- (2) ホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、札幌市時計台指定管理者が定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第5条 時計台の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治性があるもの
 - (5) 宗教性があるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張
 - (7) 個人又は法人の名刺広告
 - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (12) その他資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの
- 3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに札幌市時計台指定管理者が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、価格及び選定方法等については、当該広告媒体ごとに札幌市時計台指定管理者が定める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 札幌市時計台指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が札幌市時計台及び札幌市時計台指定管理者の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 札幌市時計台指定管理者の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 札幌市時計台指定管理者は、広告媒体に掲載する広告について審査等を実施し、助言を行う。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、札幌市時計台指定管理者が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。